

**「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要**

名称	笹山地区地区計画
建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 法別表第2(い)項第1号及び第3号に掲げるもの</p> <p>(2) 兼用住宅</p> <p>(3) 店舗の用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m<sup>2</sup>を超えるもの(ガソリンスタンドを除く。)</p> <p>(4) 飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>を超えるもの</p> <p>(5) 法別表第2(に)項第4号に掲げるもの</p> <p>(6) 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの</p> <p>(7) 法別表第2(へ)項第3号に掲げるもの</p> <p>(8) 法別表第2(り)項第2号に掲げるもの</p>

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)